

## (1.4.8) 公的な資格の保有・講習修了が必要な作業

### 美味しまねゴールド生産工程管理基準 1.4.8

法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、**必要な講習の受講や試験に合格していることを証明**できる。

農作業事故による死亡者数は依然として多く、R3年は全国で242名の方が尊い命を落としています。そのうちの約7割は農業機械作業によるものであり、機械の安全な使用や、適切な整備が命を守る上で非常に重要です。「いのちを守る作業安全は全てに優先する。」ということ念頭に、農場で作業を行う全員が安全に、安心して働くことの出来る環境をつくりましょう。

そのために、経営者は以下のような取組を行いましょう。

#### ①危険な作業を行う作業者を特定(指定)する

作業者は十分に訓練された熟練者に限定するとともに、妊産婦、年少者及び高齢者にあっては、高所作業等の危険な作業を行わない、行わせないことを徹底します。

#### ②公的な資格や講習の受講、修了が必要とする作業かどうか確認する

資格等が必要な場合、資格を取得する(させる)か、所持している者に担当させます。

#### ③資格等を適切に保管する

作業によっては、免許や修了証を携帯することを求めているものもあります。また、他の資格等についても、いつでも確認できるよう保管場所を決めておく、経営者が作業者の資格等の写しを保管しておく等のルールを決めておきましょう。

#### ④作業者の身体能力に応じ、配置替えを検討

年齢を重ねるにつれ、動作が鈍くなることがあります。労働安全に関する責任者は、作業者の身体能力を確認し、作業者の配置を検討しましょう。

### ■労働安全衛生法に定める資格(一例)

機械の分類	機械の例	要件等※	資格要件
車両系荷役運搬機械	フォークリフト、 不整地運搬車 等	最大荷重 1t 以上	技能講習修了者
		最大荷重 1t 未満	特別教育修了者
車両系建設機械	バックホー、 ホイールローダー 等	機体重量 3 t 以上	技能講習修了者
		機体重量 3 t 未満	特別教育修了者

#### ※道路上の走行を除く

→公道走行する場合は、車両寸法、最高速度によって「小型特殊自動車」または「大型特殊自動車」に分類され、必要とする免許が異なります。所有する車両に必要な免許を確認し、無免許運転とならないよう、運転免許の保有を徹底しましょう。

○労働安全衛生法に関するお問い合わせ先：島根労働局(厚生労働省)または労働基準監督署

## (4.4.1) 機械・設備及び運搬車両の点検・整備

美味しまねゴールド生産工程管理基準4.4.1より抜粋

②機械・設備及び運搬車両は、**適期に必要な点検・整備・清掃を実施**し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。

農作業に使用する機械・設備類が故障・破損などしていると予定どおりに作業ができず、作業計画に影響したり、労働事故の発生要因になることもあり得ます。日頃から機械・設備類を点検・整備し、適切に使えるようにしておく必要があります。また、定期的に必要なメンテナンスの実施や、更新を計画的にできるよう機械台帳、点検整備記録などを作成し、保管しておきましょう。

また、使用する機械及び運搬車両並びにその使用状況によっては、法令（労働安全規則等）により点検が義務づけられているものもありますので、労働局に確認を行い、適期に必要な点検を行いましょう。

### ■労働安全衛生規則に定める検査（一例）

対象機械の例	必要な検査	検査期間
車両系建設機械 (バックホー、ホイールローダー等)	特定自主検査※	1年に1回
フォークリフト	特定自主検査※	1年に1回
ショベルローダー、 フォークローダ	自主検査	1年に1回
不整地運搬車	特定自主検査※	2年に1回

#### ※特定自主検査

：一定の資格を持つ検査者が実施する検査を「特定自主検査」といいます

特定自主検査を受けると、検査を実施した年月を表記した標章（ステッカー）が発行されますので、見やすいところに貼りましょう。



○参考：<http://www.sacl.or.jp/inspection/>（建設荷役車両安全技術協会）

○労働安全衛生規則等に関するお問い合わせ先：島根労働局（厚生労働省）

#### 【問い合わせ先】

産地支援課美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011

E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

